

2019年4月10日

各位

会社名 マックスバリュ東海株式会社
代表者名 代表取締役社長 神尾 啓治
(コード：8198、東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 高橋 誠
(電話番号 055-989-5050)

会社名 マックスバリュ中部株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 芳知
(コード：8171、名証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 望月 俊二
(電話番号 052-857-0719)

マックスバリュ東海株式会社及びマックスバリュ中部株式会社の合併契約締結並びにマックスバリュ東海株式会社からイオンビッグ株式会社への会社分割（簡易分割）及びマックスバリュ中部株式会社からイオンビッグ株式会社への会社分割（簡易分割）に関するお知らせ

マックスバリュ東海株式会社（以下「MV東海」といいます。）及びマックスバリュ中部株式会社（以下「MV中部」といいます。）は2018年10月10日開催の取締役会決議に基づき、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は代表執行役の決定に基づき、MV東海とMV中部の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、MV東海とMV中部は、本日開催のそれぞれの取締役会において、2019年9月1日を効力発生日として、MV東海を存続会社、MV中部を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。また本合併と併せて、MV東海とイオンビッグ株式会社（以下「イオンビッグ」といいます。）が吸収分割（以下「MV東海分割」といいます。）を行うことを決議し吸収分割契約（以下「MV東海分割契約」といいます。）を締結したことを、並びに、MV中部とイオンビッグが吸収分割（以下「MV中部分割」といいます。）を行うことを決議し吸収分割契約（以下「MV中部分割契約」といいます。）を締結したことをお知らせします。

1. 本経営統合の目的等

1. 本経営統合の背景と目的

国内における「食」を取り巻く環境は大きく変化しております。お客さまの変化としては、所得の伸び悩みや、平均寿命の延伸による老後の生活費の増加、スマートフォンなどデジタル化進展による価格比較の容易化などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックといった「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のもの食べたい「ローカル志向」などの「食の嗜好の多様化」、高齢者世帯や共働き世帯の増加による「時短ニーズ」などの高まりが顕著であり、このようなライフスタイルの変化に対応した商品、店舗、サービスの提供が益々重要となってきております。

経営環境の変化としては、ドラッグストアやコンビニエンスストア、宅配などの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボーダレス化した「食」の市場を巡る競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇がもたらす人件費の高止まりといった「労働環境の変化」など、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいモデルの構築が急務です。

MV東海及びMV中部の親会社であるイオンは、今後、このような「食」を取り巻く環境変化に対応し、更なる飛躍を果たすためには、従来のGMSなどの大型店をベースとした物流センターやプロセスセンターの、地域SMごとに最適な形への変革、バリューチェーンの構築、地域における地元商品の発掘・振興、独自のPB（プライベート・ブランド）商品の開発、テクノロジーを活用した店舗のレジレス、ネットスーパー対応などデジタル化のための投資を強化することが必須な状況と考え、2017年12月に発表した、2020年に向けたグループ中期経営方針において、各地域でグループのSM企業が継続的に成長できる投資が可能なレベルとして、地域ごとに5,000億円の売上規模を有する企業体になる必要があるとの、SM改革に関する方向性を示しました。

これを踏まえ、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県及び滋賀県（以下、総称して「東海中部エリア」といいます。）でSM事業を展開するMV東海、MV中部は、東海中部エリアにおけるSM事業構造の改革につき、具体的な検討を進めてまいりました。

MV東海においては、お客さまのライフスタイルや少子高齢化・少人数世帯の増加、女性の社会進出といった社会構造の変化、他業種を含む競争の激化など、食品スーパーマーケットを取り巻く環境は常に変化していることを踏まえ、日々多様化するお客さまのニーズに応え、お客さまの健康でより豊かな食生活を実現するための商品・サービス提供の実現に取り組むなか、地域・個店の特色を活かした地域密着経営の推進により今後の競争力を高めていくためには、さらなる事業規模の拡大や利益率の向上が必要であり、それらを実現するにあたっては、事業展開エリアの拡大やエリア内でのシェア拡大、同時に商品開発力や商品調達力の強化が不可欠であると認識しておりました。このような経営環境のもと、上記SM改革の方針に基づき、2018年1月下旬以降、本経営統合に関する検討を開始し、定期的にMV東海及びMV中部の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。検討の結果、MV東海は、MV中部との統合を行うことで、MV東海の現在の事業展開エリアと地理的親和性が高いエリアへの地盤の拡大が可能となること、日本有数の大都市圏である名古屋圏で培ったMV中部の都市部での事業運営ノウハウをMV東海の現在の事業展開エリアにおいても活用できること、また、多彩な食文化を有する三重県を発祥の地として蓄積してきたMV中部の商品ノウハウはMV東海の商品開発力や商品調達力の強化に活用できることから、これらを通じてMV東海の事業規模の拡大や利益率の向上が可能となると判断したこと、加えて統合に先立ちMV東海におけるディスカウントストア事業（以下「DS事業」といいます。）をイオンビッグへ移管し収益性の高いSM事業に経営資源を集中することで更なる利益率向上に繋がると判断したこと、2018年10月10日に本基本合意書を締結しました。本基本合意書締結以降から本日まで、MV東海は、定期的に統合準備委員会及び分科会において、MV中部、イオン及びイオンビッグとの間で、本経営統合及びMV東海分割に関する度重なる協議を行い、本経営統合を実施した場合の経営方針や事業運営体制等について、議論を積み重ねてまいりました。同時に、本経営統合実施に伴う株主をはじめとするステークホルダーの皆様への影響について慎重に検討してまいりました。これらの結果、本経営統合及びMV東海分割を行うことが、上記のとおり、多様かつ複雑化が顕著な環境変化を乗り越え、東海中部エリアでのさらなる地域密着経営の推進を可能なものとし、MV東海の企業価値向上に非常に有益であるとの考えで上記の関係者間の見解が一致したことから、本日、本合併契約の締結に至っております。

MV中部においては、少子高齢化や女性の社会進出、働き方改革などの社会の変化もあり、お客さまのライフスタイルが日々変化する中で、それらに伴う多様なニーズに応えるべく、成長のエンジンである「新規出店」「既存店の改装」に注力し、地域に密着した「おいしい」商品の品揃え、サービスの充実を進め、お客さまに満足していただける店舗作りに取り組んでまいりました。今後さらなる市場変化が想定される中、競争力を高めていくためには、事業規模の拡大、商品力・販売力の強化が不可欠であると認識しておりました。このような経営環境のもと、上記SM改革の方針に基づき、2018年1月下旬以降、本経営統合に関する検討を開始し、定期的にMV中部及びMV東海の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。検討の結果、MV中部は、MV東海との統合により、現在の事業展開エリアと地理的親和性が高いエリアでの事業規模の拡大が可能となること、豊富な農産物・水産物の産地であり、物流上も要衝となる静岡県を発祥の地として蓄積してきたMV東海の商品ノウハウはMV中部の商品力強化に活用できること、また、相互に蓄積してきたサービスに関するノウハウの共有がMV中部のサービス力強化に活用できると判断したこと、加えて統合に先立ちMV中部におけるDS事業をイオンビッグへ移管し収益性の高いSM事業に経営資源を集中することで利益率向上に繋がると判断したことから、2018年10月10日に本基本合意書を締結しました。本基本合意書締結以降から本日まで、MV中部は、定期的に統合準備委員会及び分科会において、MV東海、イオン及びイオンビッグとの間で、本経営統合及びMV中部分割に関する度重なる協議を行い、本経営統合を実施した場合の経営方針や事業運営体制等について、議論を積み重ねてまいりました。同時に、本経営統合実施に伴う株主をはじめとするステークホルダーの皆様への影響について慎重に検討してまいりました。これらの結果、本経営統合及びMV中部分割を行うことが、上記のとおり多様かつ複雑化が顕著な環境変化を乗り越え、東海中部エリアならではのローカライズされた地域密着経営を具現化し、MV中部の企業価値向上に非常に有益であるとの考えで関係者間の見解が一致したことから、本日、本合併契約の締結に至っております。

また、本経営統合により、以下の戦略に基づき、より地域に密着した経営を推進し、企業価値の向上に貢献していくことが可能であると想定しております。

①現有資源の融合による営業力の充実

MV東海、MV中部が各々で有し、得意とする商品やサービスの相互補完や、季節や行事に応じた販売計画の作成及び運用等のノウハウを、同一の経営体制のもとで共有・融合することにより既存営業力の充実を図ります。

②事業規模拡大による競争力向上

経営統合による投資余力の向上を通じ、両社の事業基盤で成長余力が大きいと見込まれる愛知県及び静岡県中西部エリアにおける積極的な出店を通じたドミナント形成、シェアの拡大を図ります。

③機能の集約と重複の解消

経営統合により拡大する事業展開エリアを効果的・効率的にコントロール可能な本社体制の構築等を通じた重複コストの削減により、組織運営の複雑化・高コスト化の排除を図ります。

④人的資源投資の活発化による経営基盤の強化

オペレーション体制の共有化と最適化、人的資源投資の活発化による、成長戦略を推進するための経営基盤の強化を図ります。

⑤地域のベストパートナー企業への昇華

MV東海及びMV中部は、ともに地域に密着した事業運営を志向し、培ってきたノウハウを融合することで、各社のこれまでの取り組みの更なる充実はもとより、地産地消、各地域生産食品の店舗展開エリアでの販売による地域産業活性化、各地域伝統食文化の継承、地域企業・地域行政との協働による行事の拡大などにより、地域とのつながりのさらなる強化を図ります。

MV東海及びMV中部は、本経営統合実施後、真に持続的成長が可能な食を支える生活インフラ企業への進化を本格化するため、短期的には統合により、店舗を支える商品調達機能、物流機能の強化と店舗業務支援体制等の効率化によるシナジーの最大化を通じたエリア屈指の競争力を有する企業を目指しつつ、中長期的には地域密着経営を軸として「お客さま満足」と「従業員満足」、そして複眼的視野に立った「地域社会満足」という3つの満足の飛躍的な向上を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

2. 本経営統合の要旨

(1) 本経営統合の方式

MV東海及びMV中部は、MV東海を吸収合併存続会社、MV中部を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により本合併を実施いたします。

MV東海分割においては、MV東海が行っているDS事業のうち、別紙記載の店舗に関して有する権利義務等を、本合併に先立ち吸収分割の方法によりイオン完全子会社であるイオンビッグに承継します。

また、MV中部分割においては、MV中部が行っているDS事業のうち、別紙記載の店舗に関して有する権利義務等を、本合併に先立ち吸収分割の方法によりイオンビッグに承継します。

(2) 本経営統合の日程

①本合併

本基本合意書締結日 (MV東海、MV中部)	2018年10月10日
本合併に関する取締役会決議日 (MV東海、MV中部)	2019年4月10日
本合併契約締結日 (MV東海、MV中部)	2019年4月10日
定時株主総会における本合併契約承認決議 (MV中部)	2019年5月16日 (予定)
定時株主総会における本合併契約承認決議 (MV東海)	2019年5月24日 (予定)
最終売買日 (MV中部)	2019年8月28日 (予定)
上場廃止日 (MV中部)	2019年8月29日 (予定)
本合併の効力発生日	2019年9月1日 (予定)

②MV東海分割

本基本合意書締結日 (MV東海、イオン)	2018年10月10日
MV東海分割に関する取締役会決議日 (MV東海、イオンビッグ)	2019年4月10日
MV東海分割契約締結日	2019年4月10日
定時株主総会におけるMV東海分割契約承認決議 (イオンビッグ)	2019年5月17日 (予定)
MV東海分割の効力発生日	2019年7月1日 (予定)

(注) 分割会社であるMV東海においては、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割の要件を満

たすため、株主総会の承認を得ずにMV東海分割を行います。

③MV中部分割

本基本合意書締結日 (MV中部、イオン)	2018年10月10日
MV中部分割に関する取締役会決議日 (MV中部、イオンビッグ)	2019年4月10日
MV中部分割契約締結日	2019年4月10日
定時株主総会におけるMV中部分割契約承認決議 (イオンビッグ)	2019年5月17日 (予定)
MV中部分割の効力発生日	2019年6月1日 (予定)

(注) 分割会社であるMV中部においては、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ずにMV中部分割を行います。

II. 本合併

1. 本合併の要旨

(1) 本合併の方式

上記「I. 2. (1) 本経営統合の方式」をご参照ください。

(2) 本合併の日程

上記「I. 2. (2) 本経営統合の日程」をご参照ください。

(3) 本合併に係る割当ての内容

会社名	MV東海 (吸収合併存続会社)	MV中部 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	1	0.59

(注1) 本合併に係る割当比率 (以下「本合併比率」といいます。)

MV東海は、MV中部の普通株式 (以下「MV中部株式」といいます。) 1株に対して、MV東海の普通株式 (以下「MV東海株式」といいます。) 0.59株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前 (以下「基準時」といいます。) にMV中部が保有する自己株式 (2019年2月28日現在235,388株) については本合併による株式の割当ては行いません。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するMV東海株式数

MV東海は、本合併によりMV東海株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。MV東海は、本合併に際して、基準時のMV中部の株主名簿に記載又は記録されたMV中部の株主 (ただし、MV中部を除きます。) に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数のMV東海株式を割当て交付する予定です。したがって、MV中部の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV中部の2019年2月28日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、MV東海が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、MV東海の単元未満株式 (100株未満の株式) を保有することとなるMV中部の

株主の皆様におかれましては、MV東海株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びMV東海の定款の規定に基づき、MV東海の単元未満株式を保有する株主の皆様が、MV東海に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数のMV東海株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

②単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、MV東海の単元未満株式を保有する株主の皆様が、MV東海に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、MV東海株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV中部の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、MV東海が、MV中部株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

（4）本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

MV中部の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、MV東海は、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整したMV東海の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時におけるMV中部の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するMV中部の新株予約権1個につき、MV東海の新株予約権1個の割合をもって交付する予定です。

なお、MV中部は新株予約権付社債を発行しておりません。

2. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

下記「（4）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、MV東海は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、MV中部は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付で行った本経営統合に関する基本合意公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、MV東海においては、下記「（5）①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV東海の決定がMV東海の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV

東海の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV東海の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

MV中部においては、下記「(5)③MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏、並びに、イオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV中部の決定がMV中部の少数株主にとって不利益でないとの判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV中部の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV中部の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、本日開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称及び各社との関係

MV東海の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、イオン、MV東海及びMV中部の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、MV中部の第三者算定機関であるYCGは、イオン、MV東海及びMV中部の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

②算定の概要

MV東海及びMV中部は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、MV東海はAGSコンサルティングを、MV中部はYCGを第三者算定機関として選定し、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

AGSコンサルティングは、MV東海については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV中部については、同社が株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV東海株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.55～0.66
D C F 法	0.45～0.68

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、MV東海株式及びMV中部株式それぞれの東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

D C F法では、MV東海については、MV東海の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV東海の財務予測に基づき、MV東海が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV中部については、MV中部の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV中部の財務予測に基づき、MV中部が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、MV東海については、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。一方、MV中部については、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.45～0.68として算定しております。

A G Sコンサルティングは、合併比率の算定に際して、MV東海及びMV中部から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MV東海及びMV中部の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。A G Sコンサルティングの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、MV東海及びMV中部の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV東海分割及びMV中部分割の実施を前提としておりますが、本合併の実施を前提としておらず、MV東海及びMV中部により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、A G SコンサルティングがD C F法による算定の前提としたMV東海から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておりませんが、MV中部から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年2月期の当期純利益に関して、既存店の活性化、生産性向上に向けたI T関連投資、不採算店舗の閉鎖等により、前事業年度比30.6%の増加を見込んでおります。

他方、Y C Gは、MV東海については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定を行いました。

MV中部については、同社が名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定しました。

MV東海株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.55～0.66
DCF法	0.51～0.72

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、MV東海株式及びMV中部株式それぞれの東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、MV東海については、MV東海の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV東海の財務予測に基づき、MV東海が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV中部については、MV中部の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV中部の財務予測に基づき、MV中部が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、MV東海については、割引率を5.20%～5.70%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\% \sim 0.25\%$ として評価しております。一方、MV中部については、割引率を4.37%～4.87%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\% \sim 0.25\%$ として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.51～0.72として算定しております。

YCGは、合併比率の算定に際して、MV東海及びMV中部から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MV東海及びMV中部の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。YCGの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、MV東海及びMV中部の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV東海及びMV中部により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、YCGがDCF法による算定の前提としたMV東海から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておりませんが、MV中部から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年2月期の当期純利益に関して、既存店の活性化、生産性向上に向けたIT関連投資、不採算店舗の閉鎖等により、前事業年度比30.6%の増加を見込んでおります。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、MV中部株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に従って、2019年8月29日付で上場廃止（最終売買日は2019年8月28日）となる予定であります。上場廃止後は、MV中部株式を名古屋証券取引所において取引することはできなくなりますが、MV中部の株主様に対しては、上記「1.（3）本合併に係る割当ての内容」に記載のとおり、MV東海株式が割当てられます。MV中部株式が上場廃止となった後も、本合併の対価として交付されるMV東海株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の保有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き取引所市場において取引可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

なお、本合併後、MV東海は名古屋証券取引所において新規上場申請手続等を行う予定はございません。

ん。本合併により、MV東海の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、株主様のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記「1.（3）本合併に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数の処理の詳細について、上記「1.（3）本合併に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、MV中部の株主様は、最終売買日である2019年8月28日（予定）までは、名古屋証券取引所において、その保有するMV中部株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンがMV東海及びMV中部それぞれの親会社であることから、本合併は両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

MV東海は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、AGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記「（2）②算定の概要」をご参照ください。

なお、MV東海は、AGSコンサルティングから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

MV中部は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、YCGを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記「（2）②算定の概要」をご参照ください。

なお、MV中部は、YCGから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

（5）利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンがMV東海及びMV中部それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV東海の取締役会は、本合併がMV東海の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、独立役員である中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併における合併比率の妥当性、(c) 本合併の手の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV東海の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、中西安廣氏、立石雅世氏及び小坂田成宏氏の3名は、AGSコンサルティングが作成した合

された妥当なものとして認められること、上記 (c) に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV中部の取締役会における本合併に関する審議には参加しておらず、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであること、及び上記 (d) に関しては、上記 (a) 乃至 (c) の事項その他の事項を踏まえても、本合併がMV中部の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、本合併に係る割当ての内容は公正であり、本合併はMV中部の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でMV中部の取締役会に提出しております。

④MV中部における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催のMV中部の取締役会では、取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役4名のうち3名を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当該取締役会においては、MV中部の監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV中部の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

3. 本合併の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	マックスバリュ東海株式会社	マックスバリュ中部株式会社
(2) 所在地	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1	愛知県名古屋市中央区錦一丁目 18 番 22 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 神尾 啓治	代表取締役社長 鈴木 芳知
(4) 事業内容	スーパーマーケット事業	スーパーマーケット事業
(5) 資本金	22 億 6,785 万円	39 億 5,049 万円
(6) 設立年月日	1948 年 6 月 3 日	1973 年 8 月 21 日
(7) 発行済株式数	17,883,300 株	31,734,623 株
(8) 決算期	2 月末	2 月末
(9) 従業員数	1,702 人 (連結)	1,409 人 (連結)
(10) 主要取引先	三菱食品株式会社 米久株式会社 株式会社静岡メイカン	三菱食品株式会社 加藤産業株式会社 株式会社日本アクセス
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社静岡銀行 スルガ銀行株式会社	株式会社百五銀行 株式会社三重銀行 株式会社第三銀行
(12) 大株主及び持株比率 (2019年2月28日現在)	イオン 69.50% マックスバリュ東海従業員持株会 1.99%	イオン 67.11% 株式会社百五銀行 2.10% 株式会社第三銀行 2.01%

	DFA INTL SMALL CAP	三菱食品株式会社	1.90%
	VALUE PORTFOLIO	株式会社ウメモト	1.54%
	(常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	マックスバリュ中部取引先持株会	1.25%
	0.55%		
	株式会社中部メイカン	日本トラスティ・サービス信託銀行	
	0.28%	株式会社(信託口4)	1.22%
	DFA INVESTMENT TRUST	竹内晶子	1.03%
	COMPANY-JAPANESE	マックスバリュ中部従業員持株会	
	SMALL		
	COMPANY SERIES		0.99%
	(常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	加藤産業株式会社	0.95%
	0.25%		
	ザバンクオブニューヨークメロン140044		
(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)		0.18%	
0.18%			
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) アカウントノントリーテイー			
(常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)		0.16%	
0.16%			
内山一美		0.16%	
0.16%			
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)		0.15%	
0.15%			
神尾啓治		0.14%	
0.14%			

(13) 当事会社間の関係

資本関係	記載すべき事項はございません。
人的関係	MV東海よりMV中部に従業員1名が出向しております。
取引関係	記載すべき事項はございません。
関連当事者への該当状況	MV東海及びMV中部はいずれもイオンの子会社であり、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)

決算期	MV東海			MV中部		
	2017年 2月期	2018年 2月期	2019年 2月期	2017年 2月期	2018年 2月期	2019年 2月期
連結純資産	45,843	48,204	49,937	17,879	18,900	20,040
連結総資産	70,353	72,374	73,787	49,160	47,909	47,922
1株当たり連結純資産(円)	2,569.58	2,696.12	2,790.41	561.50	593.46	631.22
連結営業収益	224,682	225,600	227,795	177,396	178,347	178,543
連結営業利益	5,426	5,254	4,956	4,084	3,433	3,137
連結経常利益	5,392	5,246	4,877	4,150	3,128	3,394

親会社株主に帰属する 当期純利益	3,198	3,212	2,785	2,034	1,713	1,806
1株当たり連結当期純利益(円)	179.61	180.32	156.29	64.40	54.22	57.37
1株当たり配当金(円)	38	47	47	14	14	15

(注1) 2019年2月28日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 従業員数には、パートタイマーの期中平均人数を含めておりません。

4. 本合併後の吸収合併存続会社の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名称	マックスバリュ東海株式会社
(2) 所在地	静岡県浜松市
(3) 代表者の役職・氏名	未定（協議の上決定いたします）
(4) 事業内容	スーパーマーケット事業
(5) 資本金	22億6,785万円
(6) 決算期	2月末
(7) 純資産	未定（現時点では確定しておりません）
(8) 総資産	未定（現時点では確定しておりません）

5. 会計処理の概要

本合併は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

6. 今後の見通し

本合併、MV東海分割及びMV中部分割がMV東海の連結業績に与える影響は、本日開示の2020年2月期連結業績予想に織り込んでおります。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本合併は、イオンがMV東海及びMV中部それぞれの親会社であることから、本合併は両社にとって支配株主との取引等に該当します。

MV東海が、2018年12月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社の親会社はイオン株式会社であり、親会社及びグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉のうえ決定しております。親会社及びグループ企業と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。」と記載しております。

MV東海は、上記「2.(4) 公正性を担保するための措置」並びに「2.(5) ①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」及び「2.(5) ②MV東海における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本合併について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、合併対価を決定し、本合併を行う予定です。したがって、本合併は上記のMV東海の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

また、MV中部が、2018年12月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引については、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように、適切に対応していく方針である旨を記載しております。

MV中部は、上記「2. (4) 公正性を担保するための措置」並びに「2. (5) ③MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」及び「2. (5) ④MV中部における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認」に記載のとおり、本合併について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、合併対価を決定し、本合併を行う予定です。したがって、本合併は上記のMV中部の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本合併は、MV東海及びMV中部にとって支配株主との取引等に該当することから、両社は、それぞれ、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において、本合併に関し慎重に協議、検討し、さらに、上記「2. (4) 公正性を担保するための措置」及び「2. (5) 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで、本合併を行うことを判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

MV東海取締役会は、上記「2. (5) ①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、本合併がMV東海の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、独立役員である中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併における条件の公正性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV東海の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、中西安廣氏、立石雅世氏及び小坂田成宏氏の3名は、AGSコンサルティングが作成した合併比率算定書その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、MV東海の置かれている経営環境、本合併の意義や合併比率算定書の算定結果等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、上記(a)に関しては、本合併は、本経営統合によりもたらされる事業展開エリアの大幅な拡大や相互のノウハウ共有、統合によるシナジー創出等はMV東海の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、上記(b)に関しては、本合併比率はAGSコンサルティングが算定した合併比率の範囲内であることから本合併比率は公正に決定された妥当なもの認められること、上記(c)に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している橋本幸一氏及び南館忠夫氏、イオン子会社の監査役を兼任しており、かつ、イオンの従業員を兼任している居城泰彦氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、またMV東海取締役会における本合併に関する審議には参加しておらず、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであること、及び上記(d)に関しては、

上記 (a) 乃至 (c) の事項その他の事項を踏まえても、本合併がMV東海の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、本合併に係る割当ての内容は公正であり、本合併はMV東海の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を 2019 年 4 月 10 日付でMV東海の取締役会に提出しております。

また、MV中部の取締役会は、上記「2. (5) ③MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、本合併がMV中部の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏、並びに、イオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏に対し、本合併を検討するにあたって、名古屋証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併における条件の公正性、(c) 本合併の手の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV中部の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、高島健一氏、矢部謙介氏及び清水良寛氏の3名は、YCGが作成した合併比率算定書その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、上記 (a) に関しては、本合併は、商品調達機能、物流機能の強化及び店舗業務支援体制の効率化による競争力強化がMV中部の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、上記 (b) に関しては、本合併比率はYCGが算定した合併比率の範囲内であることから本合併比率は公正に決定された妥当なものとして認められること、上記 (c) に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV中部の取締役会における本合併に関する審議には参加しておらず、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであること、及び上記 (d) に関しては、上記 (a) 乃至 (c) の事項その他の事項を踏まえても、本合併がMV中部の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、本合併に係る割当ての内容は公正であり、本合併はMV中部の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を 2019 年 4 月 10 日付でMV中部の取締役会に提出しております。

III. MV東海分割

1. MV東海分割の要旨

(1) MV東海分割の方式

上記「I. 2. (1) 本経営統合の方式」をご参照ください。

(2) MV東海分割の日程

上記「I. 2. (2) 本経営統合の日程」をご参照ください。

(3) MV東海分割に係る割当ての内容

MV東海分割に際し、イオンビッグよりMV東海に対して現金 62 億 392 万 8,885 円が交付される予定です。

(注) 上記金額は、効力発生前日までの資産の増減等により調整がなされます。

(4) MV東海分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

(5) MV東海分割により増減する資本金
MV東海分割による資本金の増減は予定しておりません。

(6) 承継会社が承継する権利義務
イオンビッグは、MV東海分割の効力発生日において、MV東海分割契約に定めるMV東海の資産及び負債並びにこれに付随する契約上の地位その他権利義務を承継いたします。

(7) 債務履行の見込み
MV東海及びイオンビッグは、MV東海分割の効力発生日（2019年7月1日）以降における負担すべき債務について、履行の見込みの問題はないものと判断しております。

2. MV東海分割に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、MV東海分割に係る割当ての公正性を担保するため、MV東海はAGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付で行った本経営統合に関する基本合意公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

MV東海は、当該第三者算定機関に対し、MV東海分割の対象事業の事業価値の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に対象事業の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間でMV東海分割について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、MV東海においては、下記「(5) ①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、独立役員である中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から2019年4月10日付で受領したMV東海分割の目的、MV東海分割の条件の妥当性、交渉過程及び手続の公正性等の観点から総合的に判断して、MV東海分割に関するMV東海の決定がMV東海の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に上記「1. (3) MV東海分割に係る割当ての内容」に記載の内容が、MV東海の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによるMV東海分割の対象事業の事業価値の算定結果のうち、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV東海の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、MV東海は、第三者算定機関による算定結果を参考に対象事業の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、本日開催された取締役会において、MV東海分割契約の締結に至りました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称及び各社との関係

MV東海の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、イオン、MV東海及びイオンビッグの

関連当事者には該当せず、MV東海分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

MV東海は、MV東海分割に係る割当ての公正性を期すため、AGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、MV東海分割の対象事業の事業価値の算定を依頼し、以下の内容を含む算定書を取得いたしました。

AGSコンサルティングは、MV東海の財務情報及びMV東海分割の諸条件を分析したうえで、対象事業について、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。当該算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	対象事業の算定レンジ
DCF法	6,027百万円～6,690百万円

AGSコンサルティングは、MV東海分割の対象事業の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象事業の財務予測に基づき、対象事業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。具体的には、割引率を3.98%～4.98%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。その結果を基にMV東海分割の対象事業の事業価値のレンジを6,027百万円～6,690百万円として算定しております。

DCF法の算定の前提とした対象事業の財務予測の具体的な数値は、以下のとおりです。

対象事業（単位：百万円）

	2019年2月期 (3ヵ月)	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
営業収益	15,597	63,446	64,219	64,756
営業利益	132	100	265	435
E B I T D A	458	789	934	1098
フリー・キャッシュ・フロー	3,846	△40	△54	△28

AGSコンサルティングは、事業価値の算定に際して、MV東海から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MV東海分割の対象事業の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングのMV東海分割の対象事業の事業価値算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、対象事業の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV東海分割の実施を前提としておらず、MV東海により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、MV東海から提供を受けた財務予測については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年2月期から2022年2月期にかけて、更なる品揃えの強化と価格訴求による売上成長を図るとともに、商品管理の徹底及び原価低減を行う等により、前事業年度と比較して2020年2月期で118百万円、2021年2月期で165百万円、

2022年2月期で170百万円の営業利益の増加を見込んでおります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

MV東海分割に伴いMV東海が上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

MV東海分割においては、イオンがMV東海及びイオンビッグそれぞれの親会社であることから、MV東海分割はMV東海にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

MV東海は、MV東海分割に係る割当ての公正性を期すため、AGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、MV東海分割の対象事業の事業価値の算定を依頼し、算定書を取得しました。算定書の概要は、上記「(2) ②算定の概要」をご参照ください。

なお、MV東海は、第三者算定機関から、MV東海分割の対象事業の事業価値が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

MV東海分割は、イオンがMV東海及びイオンビッグそれぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV東海取締役会は、MV東海分割がMV東海の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、独立役員である中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏に対し、MV東海分割を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) MV東海分割の目的の正当性、(b) MV東海分割における条件の妥当性、(c) MV東海分割の手續の適正性、(d) これらの点を踏まえ、MV東海分割がMV東海の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、中西安廣氏、立石雅世氏及び小坂田成宏氏の3名は、AGSコンサルティングが作成したMV東海分割の対象事業の事業価値に関する算定書その他のMV東海分割に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、MV東海分割の対象事業の事業価値に関する算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ、上記(a)に関しては、MV東海分割は、本経営統合後の経営資源をより収益性の高いSM事業へ集中する点でMV東海の企業価値向上に資するものであり、MV東海分割の目的は正当なものであること、上記(b)に関しては、第三者算定機関であるAGSコンサルティングの算定方法は一般的なものと認められ、かつ、MV東海分割における分割の対価に係る算定結果のレンジの範囲内であること、また、各社の間でMV東海分割の条件について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねられた結果のものであり、MV東海分割における条件は公正に決定された妥当なものと認められること、上記(c)に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している橋本幸一氏及び南舘忠夫氏、イオン子会

社の監査役を兼任しており、かつ、イオンの従業員を兼任している居城泰彦氏はMV東海分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、またMV東海の取締役会におけるMV東海分割に関する審議には参加しておらず、交渉過程及び意思決定等の手続において利益相反を回避する措置が適正に行われており、MV東海分割に係る交渉過程及びMV東海分割に係る手続は公正なものであること、及び上記（d）に関しては、上記（a）乃至（c）の事項その他の事項を踏まえても、MV東海分割がMV東海の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、MV東海分割に係る割当ての内容は公正であり、MV東海分割はMV東海の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でMV東海の取締役会に提出しております。

②MV東海における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催のMV東海の取締役会では、MV東海の子会社の取締役の全員一致で、MV東海分割に関する審議及び決議を行いました。また、監査役4名のうち3名を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当該取締役会においては、MV東海の子会社の監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している橋本幸一氏及び南館忠夫氏、イオン子会社の監査役を兼任しており、かつ、イオンの従業員を兼任している居城泰彦氏は、MV東海分割に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、MV東海分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV東海の子会社の取締役会におけるMV東海分割に関する審議には参加しておりません。

3. MV東海分割の当事会社の概要

(1) 会社概要

①承継会社

名 称	イオンビッグ株式会社
所 在 地	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 宮崎 剛
事 業 内 容	ディスカウントストア事業
資 本 金	1,000 万円
設 立 年 月 日	2011 年 8 月 21 日
発 行 済 株 式 数	200 株
決 算 期	2 月 末
従 業 員 数	545 名
主 要 取 引 先	三菱食品株式会社 イオンリテール株式会社 イオントップバリュ株式会社
主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三重銀行
大 株 主 及 び	イオン 100%

持 株 比 率	
当事会社間の関係	
資 本 関 係	記載すべき事項はございません。
人 的 関 係	MV東海の監査役1名がイオンビッグの非常勤監査役を兼任しております。また、MV東海よりイオンビッグに従業員1名が出向しております。
取 引 関 係	記載すべき事項はございません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	イオンの子会社であり関連当事者に該当しません。

(注1) 2019年2月28日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 従業員数には、パートタイマーの期中平均人数を含めておりません。

②分割会社

上記「Ⅱ. 3. 本合併の当事会社の概要」をご参照ください。

(2) 最近3年間の経営成績及び財政状態

①承継会社(単位:百万円。特記しているものを除く。)

決算期	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
純 資 産	2,250	2,920	3,006
総 資 産	20,428	20,596	21,310
1株当たり純資産(円)	11,252,602	14,600,695	15,032,498
売 上 高	90,956	97,077	99,523
当 期 純 利 益	770	669	86
1株当たり当期純利益(円)	3,851,890	3,348,093	431,797

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

②分割会社

上記「Ⅱ. 3. (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態」をご参照ください。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業の内容

MV東海分割は、MV東海のDS事業に係る店舗のうち、別紙に記載の店舗を分割いたします。

(2) 分割する事業の経営成績(2019年2月28日現在)

売上高: 61,763百万円

売上総利益: 11,706百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格 (2019年2月28日現在)

項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	1,554 百万円	流動負債	94 百万円
固定資産	5,374 百万円	固定負債	795 百万円

なお、実際に承継する資産及び負債の金額は、MV東海分割の効力発生日前日時点が基準となるため、上記の金額とは異なります。

5. MV東海分割後の状況

①承継会社

イオンビッグについて、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、及び決算期に変更はありません。

②分割会社

MV東海について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、及び決算期に変更はありません。また、純資産及び総資産については、現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

MV東海分割は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

MV東海分割がMV東海の連結業績に与える影響は、本日開示の2020年2月期連結業績予想に織り込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

イオンがMV東海及びイオンビッグそれぞれの親会社であることから、MV東海分割はMV東海にとって支配株主との取引等に該当します。

MV東海が、2018年12月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社の親会社はイオン株式会社であり、親会社及びグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉のうえ決定しております。親会社及びグループ企業と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。」と記載しております。

MV東海は、上記「2.(4) 公正性を担保するための措置」並びに「2.(5) ①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」及び「2.(5) ②MV東海における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、MV東海分割について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、分割対価を決定し、MV東海分割を行う予定です。したがって、MV東海分割は上記のMV東海の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記

載のとおり、MV東海分割は、MV東海にとって支配株主との取引等に該当することから、MV東海は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において、MV東海分割に関し慎重に協議、検討し、さらに、上記「2.（4）公正性を担保するための措置」及び「2.（5）利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで、MV東海分割を行うことを判断しております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

MV東海取締役会は、上記「2.（5）①MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、MV東海分割がMV東海の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、独立役員である中西安廣氏、立石雅世氏、並びに、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏に対し、MV東海分割を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) MV東海分割の目的の正当性、(b) MV東海分割における条件の妥当性、(c) MV東海分割の手續の適正性、(d) これらの点を踏まえ、MV東海分割がMV東海の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、中西安廣氏、立石雅世氏及び小坂田成宏氏の3名は、AGSコンサルティングが作成したMV東海分割の対象事業の事業価値に関する算定書その他のMV東海分割に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、MV東海分割の対象事業の事業価値に関する算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ、上記(a)に関しては、MV東海分割は、本経営統合後の経営資源をより収益性の高いSM事業へ集中する点でMV東海の企業価値向上に資するものであり、MV東海分割の目的は正当なものであること、上記(b)に関しては、第三者算定機関であるAGSコンサルティングの算定方法は一般的なものと認められ、かつ、MV東海分割における分割の対価に係る算定結果のレンジの範囲内であること、また、各社の間でMV東海分割の条件について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねられた結果のものであり、MV東海分割における条件は公正に決定された妥当なものとして認められること、上記(c)に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している橋本幸一氏及び南館忠夫氏、イオン子会社の監査役を兼任しており、かつ、イオンの従業員を兼任している居城泰彦氏はMV東海分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、またMV東海取締役会におけるMV東海分割に関する審議には参加しておらず、交渉過程及び意思決定等の手續において利益相反を回避する措置が適正に行われており、MV東海分割に係る交渉過程及びMV東海分割に係る手續は公正なものであること、及び上記(d)に関しては、上記(a)乃至(c)の事項その他の事項を踏まえても、MV東海分割がMV東海の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、MV東海分割に係る割当ての内容は公正であり、MV東海分割はMV東海の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でMV東海取締役会に提出しております。

IV. MV中部分割

1. MV中部分割の要旨

(1) MV中部分割の方式

上記「I. 2.（1）本経営統合の方式」をご参照ください。

(2) MV中部分割の日程

上記「I. 2. (2) 本経営統合の日程」をご参照ください。

(3) MV中部分割に係る割当ての内容

MV中部分割に際し、イオンビッグよりMV中部に対して現金12億548万3,416円が交付される予定です。

(注) 上記金額は、効力発生前日までの資産の増減等により調整がなされます。

(4) MV中部分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) MV中部分割により増減する資本金

MV中部分割による資本金の増減は予定しておりません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

イオンビッグは、MV中部分割の効力発生日において、MV中部分割契約に定めるMV中部の資産及び負債並びにこれに付随する契約上の地位その他権利義務を承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

MV中部及びイオンビッグは、MV中部分割の効力発生日(2019年6月1日)以降における負担すべき債務について、履行の見込みの問題はないものと判断しております。

2. MV中部分割に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、MV中部分割に係る割当ての公正性を担保するため、MV中部はYCGを第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付で行った本経営統合に関する基本合意公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

MV中部は、当該第三者算定機関に対し、MV中部分割の対象事業の事業価値の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に対象事業の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間でMV中部分割について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、MV中部においては、下記「(5) ①MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏、並びに、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から2019年4月10日付で受領したMV中部分割の目的、MV中部分割の条件の妥当性、交渉過程及び手続の公正性等の観点から総合的に判断して、MV中部分割に関するMV中部の決定がMV中部の少数株主にとって不利益でないことと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に上記「1. (3) MV中部分割に係る割当ての内容」に記載の内容が、MV中部の第三者算定機関であるYCGによるMV中部分割の対象事業の事業価値の算定結果のうち、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV中部の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、MV中部は、第三者算定機関による算定結果を参考に対象事業の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、本日開催された取締役会において、MV中部分割契約の締結に至りました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称及び各社との関係

MV中部の第三者算定機関であるYCGは、イオン、MV中部及びイオンビッグの関連当事者には該当せず、MV中部分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

MV中部は、MV中部分割に係る割当ての公正性を期すため、YCGを第三者算定機関として選定し、MV中部分割の対象事業の事業価値の算定を依頼し、以下の内容を含む算定書を取得いたしました。

YCGは、MV中部の財務情報及びMV中部分割の諸条件を分析したうえで、対象事業について、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。当該算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	対象事業の算定レンジ
DCF法	1,085百万円～1,327百万円

YCGは、MV中部分割の対象事業の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象事業の財務予測に基づき、対象事業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。具体的には、割引率を4.18%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。その結果を基にMV中部分割の対象事業の事業価値のレンジを1,085百万円～1,327百万円として算定しております。

DCF法の算定の前提とした対象事業の財務予測の具体的な数値は、以下のとおりです。

対象事業（単位：百万円）

	2019年2月期 (3ヵ月)	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
営業収益	3,744	15,932	15,916	15,960
営業利益	△59	△81	△60	13
EBITDA	△33	35	56	129
フリー・キャッシュ・フロー	1,185	△13	△64	5

YCGは、事業価値の算定に際して、MV中部から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MV中部分割の対象事業の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。YCGのMV中部分割の対象

事業の事業価値算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、対象事業の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV中部分割の実施を前提としておらず、MV中部により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、MV中部から提供を受けたMV中部分割の対象事業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、既存店の活性化、生産性向上に向けたIT関連投資により、2020年2月期から2022年2月期にかけて営業利益の段階的な増加を見込んでおり、2022年2月期の営業利益として13百万円を見込んでおります。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

MV中部分割に伴いMV中部が上場廃止となる見込みはありません。

（4）公正性を担保するための措置

MV中部分割においては、イオンがMV中部及びイオンビッグそれぞれの親会社であることから、MV中部分割はMV中部にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

MV中部は、MV中部分割に係る割当ての公正性を期すため、YCGを第三者算定機関として選定し、MV中部分割の対象事業の事業価値の算定を依頼し、算定書を取得しました。算定書の概要は、上記「（2）②算定の概要」をご参照ください。

なお、MV中部は、第三者算定機関から、MV中部分割の対象事業の事業価値が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

（5）利益相反を回避するための措置

MV中部分割は、イオンがMV中部及びイオンビッグそれぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

①MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV中部の取締役会は、MV中部分割がMV中部の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏、並びに、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏に対し、MV中部分割を検討するにあたって、名古屋証券取引所の定める規則に基づき、(a) MV中部分割の目的の正当性、(b) MV中部分割における条件の妥当性、(c) MV中部分割の手續の適正性、(d) これらの点を踏まえ、MV中部分割がMV中部の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、高島健一氏、矢部謙介氏及び清水良寛氏の3名は、YCGが作成したMV中部分割の対象事業の事業価値に関する算定書その他のMV中部分割に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、MV中部分割の対象事業の事業価値に関する算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ、上記(a)に関しては、MV中部分割は、本経営統合後の経営資源をSM事業に集中することにより、経営効率が改善する点でMV中部の企業価値向上に資するものであ

り、MV中部分割の目的は正当なものであること、上記 (b) に関しては、第三者算定機関であるYCGの算定方法は一般的なものと認められ、かつ、MV中部分割における分割の対価に係る算定結果のレンジの範囲内であること、また、各社の間でMV中部分割の条件について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねられた結果のものであり、MV中部分割における条件は公正に決定された妥当なものと認められること、上記 (c) に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏はMV中部分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV中部の取締役会におけるMV中部分割に関する審議には参加しておらず、交渉過程及び意思決定等の手続において利益相反を回避する措置が適正に行われており、MV中部分割に係る交渉過程及びMV中部分割に係る手続は公正なものであること、及び上記 (d) に関しては、上記 (a) 乃至 (c) の事項その他の事項を踏まえても、MV中部分割がMV中部の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、MV中部分割に係る割当ての内容は公正であり、MV中部分割はMV中部の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でMV中部の取締役会に提出しております。

②MV中部における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催のMV中部の取締役会では、MV中部の取締役の全員一致で、MV中部分割に関する審議及び決議を行いました。また、監査役4名のうち3名を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当該取締役会においては、MV中部の監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏は、MV中部分割に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、MV中部分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV中部の取締役会におけるMV中部分割に関する審議には参加しておりません。

3. MV中部分割の当事会社の概要

(1) 会社概要

①承継会社

名 称	イオンビッグ株式会社
所 在 地	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 宮崎 剛
事 業 内 容	ディスカウントストア事業
資 本 金	1,000 万円
設 立 年 月 日	2011 年 8 月 21 日
発 行 済 株 式 数	200 株
決 算 期	2 月末
従 業 員 数	545 名
主 要 取 引 先	三菱食品株式会社 イオンリテール株式会社 イオントップバリュ株式会社

主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三重銀行
大株主及び 持株比率	イオン 100%
当事会社間の関係	
資本関係	記載すべき事項はございません。
人的関係	MV中部よりイオンビッグに従業員3名が 向しております。
取引関係	MV中部の子会社であるデリカ食品より商品 供給を行っております。また、MV中部よりイ オンビッグに不動産（建物等）の賃貸を行っ ております。
関連当事者への 該当状況	イオンの子会社であり関連当事者に該当しま す。

(注1) 2019年2月28日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 従業員数には、パートタイマーの期中平均人数を含めておりません。

②分割会社

上記「Ⅱ. 3. 本合併の当事会社の概要」をご参照ください。

(2) 最近3年間の経営成績及び財政状態

①承継会社

上記「Ⅲ. 3. (2) ①承継会社」をご参照ください。

②分割会社

上記「Ⅱ. 3. (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態」をご参照ください。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業の内容

MV中部分割は、MV中部のDS事業に係る店舗のうち、別紙に記載の店舗を分割いたします。

(2) 分割する事業の経営成績（2019年2月28日現在）

売上高： 14,261 百万円

売上総利益： 2,659 百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格（2019年2月28日現在）

項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	393 百万円	流動負債	8 百万円
固定資産	923 百万円	固定負債	186 百万円

なお、実際に承継する資産及び負債の金額は、MV中部分割の効力発生日前日時点が基準となるため、

上記の金額とは異なります。

5. MV中部分割後の状況

①承継会社

イオンビッグについて、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、及び決算期に変更はありません。

②分割会社

MV中部について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、及び決算期に変更はありません。また、純資産及び総資産については、現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

MV中部分割は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

MV中部分割がMV中部の連結業績に与える影響は、本日開示の2020年2月期第2四半期累計期間連結業績予想に織り込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

イオンがMV中部及びイオンビッグそれぞれの親会社であることから、MV中部分割はMV中部にとって支配株主との取引等に該当します。

MV中部が、2018年12月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引については、一般的な取引条件と同様に合理的な決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないように、適切に対応していく方針である旨を記載しております。

MV中部は、上記「2.(4) 公正性を担保するための措置」並びに「2.(5) ①MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」及び「2.(5) ②MV中部における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、MV中部分割について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、分割対価を決定し、MV中部分割を行う予定です。したがって、MV中部分割は上記のMV中部の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、MV中部分割は、MV中部にとって支配株主との取引等に該当することから、MV中部は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において、MV中部分割に関し慎重に協議、検討し、さらに、上記「2.(4) 公正性を担保するための措置」及び「2.(5) 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで、MV中部分割を行うことを判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

MV中部の取締役会は、上記「2. (5) ①MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、MV中部分割がMV中部の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏、並びに、イオン及びイオンビッグと利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏に対し、MV中部分割を検討するにあたって、名古屋証券取引所の定める規則に基づき、(a) MV中部分割の目的の正当性、(b) MV中部分割における条件の妥当性、(c) MV中部分割の手の適正性、(d) これらの点を踏まえ、MV中部分割がMV中部の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

そして、高島健一氏、矢部謙介氏及び清水良寛氏の3名は、YCGが作成したMV中部分割の対象事業の事業価値に関する算定書その他のMV中部分割に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、MV中部分割の対象事業の事業価値に関する算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ、上記(a)に関しては、MV中部分割は、本経営統合後の経営資源をSM事業に集中することにより、経営効率が改善する点でMV中部の企業価値向上に資するものであり、MV中部分割の目的は正当なものであること、上記(b)に関しては、第三者算定機関であるYCGの算定方法は一般的なものと認められ、かつ、MV中部分割における分割の対価に係る算定結果のレンジの範囲内であること、また、各社の間でMV中部分割の条件について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねられた結果のものであり、MV中部分割における条件は公正に決定された妥当なもの認められること、上記(c)に関しては、支配株主であるイオンとの利益相反を回避するために、監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏はMV中部分割に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV中部の取締役会におけるMV中部分割に関する審議には参加しておらず、交渉過程及び意思決定等の手続において利益相反を回避する措置が適正に行われており、MV中部分割に係る交渉過程及びMV中部分割に係る手続は公正なものであること、及び上記(d)に関しては、上記(a)乃至(c)の事項その他の事項を踏まえても、MV中部分割がMV中部の少数株主にとって不利益なものとなっていることを示す事情は見当たらないことなどから、MV中部分割に係る割当ての内容は公正であり、MV中部分割はMV中部の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でMV中部の取締役会に提出しております。

以上

(参考) MV東海の当期連結業績予想(2019年4月10日公表分)及び前期連結実績

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2020年2月期)	260,000百万円	6,800百万円	6,700百万円	3,300百万円
前期実績 (2019年2月期)	227,795百万円	4,956百万円	4,877百万円	2,785百万円

(注) 当期業績予想(2020年2月期)は、本合併及びMV東海分割を前提とした数値となっております。

(参考) MV中部の当期連結業績予想(2019年4月10日公表分)及び前期連結実績

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2020年2月期 第2四半期累計期間)	87,000百万円	1,310百万円	1,350百万円	600百万円
前期実績 (2019年2月期)	178,543百万円	3,137百万円	3,394百万円	1,806百万円

(注) 当期業績予想(2020年2月期第2四半期累計期間)は、本合併及びMV中部分割を前提とした数値となっております。

別紙：MV東海分割、MV中部分割における承継対象店舗

1. MV東海分割によりイオンビッグに承継するMV東海の対象店舗（35店舗）

（神奈川県）ザ・ビッグ 二宮店、ザ・ビッグ 厚木旭町店、ザ・ビッグ 小田原寿町店、ザ・ビッグ 平塚真田店、ザ・ビッグ 相模原西橋本店、ザ・ビッグ 相模原二本松店、ザ・ビッグ 相模原東橋本店

（山梨県）ザ・ビッグ 山梨中央店、ザ・ビッグ 北杜須玉店、ザ・ビッグ 楡形店、ザ・ビッグ 甲西店、ザ・ビッグ 白根店、ザ・ビッグ 富士吉田店、ザ・ビッグ 甲府住吉店、ザ・ビッグ 甲府長松寺店、ザ・ビッグ 甲府和戸店、ザ・ビッグ 甲斐敷島店、ザ・ビッグ 石和店、ザ・ビッグ 韮崎店

（静岡県）ザ・ビッグ 浜松葵町店、ザ・ビッグ 湖西店、ザ・ビッグ 蒲原店、ザ・ビッグ 藤枝田沼店、ザ・ビッグ 静岡新伝馬店、ザ・ビッグ 富士荒田島店、ザ・ビッグ 浜松菰丘店、ザ・ビッグ 静岡登呂店、ザ・ビッグ 大須賀店、ザ・ビッグ 静岡城北店、ザ・ビッグ 静岡豊田店、ザ・ビッグ 大東店、ザ・ビッグ 吉田店、ザ・ビッグ 金谷店、ザ・ビッグ 静岡新川店、ザ・ビッグ 静岡川原店

2. MV中部分割によりイオンビッグに承継するMV中部の対象店舗（13店舗）

（愛知県）ザ・ビッグ エクスプレス楠店、ザ・ビッグ エクスプレス南陽店、ザ・ビッグ エクスプレス味鋤店、ザ・ビッグ エクスプレス花ノ木店、ザ・ビッグ エクスプレス五女子店、ザ・ビッグ エクスプレス荒子店、ザ・ビッグ エクスプレス平針店

（滋賀県）ザ・ビッグ エクスプレス甲南店

（三重県）ザ・ビッグ エクスプレス鈴鹿ユーズ店、ザ・ビッグ エクスプレス夏見橋店、ザ・ビッグ エクスプレス小俣店、ザ・ビッグ エクスプレス神田久志本店、ザ・ビッグ エクスプレス松阪高町店